

平成 27 年度の業務について（知財業務との兼務）

二ツ寺 政友

情報社会基盤研究センター

概要

平成 27 年度の業務について報告します。知財業務との兼務がスタートし、時間配分、優先度付けの難しさに直面し、現在に至っています。

知財業務

昨年春に退職した URA（University Research Administrator の略）の知財に関する部分の業務の後任として、平成 27 年 4 月から知財業務にも携わっています。新しい業務に携わるというイベントが数年ぶりだということもあってか、「慣れてきた」と言えるにはまだまだ時間が必要です。

業務の大まかな流れは下記の通りです。

1. 学内で発明届が提出され受理されると発明審査会が設定され、資料が事前配布される。
2. 発明審査会に出席して発明者からの説明を聞き、その後の帰属判定会議で、発明が大学帰属であるかそうでなく個人帰属であるかが判定され、その判定結果を発明者に速報する。
（追って学長名での正式な通知がなされる。）
3. 発明審査結果案を作成し提出する。
4. 大学帰属となった発明については特許出願および特許成立後の維持についての費用を大学で負担する。その発明についての、弁理士事務所への出願案文作成や手続きの依頼、必要に応じて打ち合わせの設定をする。
5. 出願案文が完成し発明者の OK が出たら、弁理士事務所に対して JAIST としての出願指示を出す。なお、外国特許出願を発明者が希望している場合には出願から 6 月以内に JST に対して PCT 出願支援申請を出してもらう。
6. その後の各手続き段階において弁理士事務所等からの照会に対して返答や指示、あるいは取り次ぎ、取りまとめ等を行う。

特許出願した後は外国出願する物については並行して外国出願についての各段階での業務がありますし、ほぼ全ての場合において日本特許出願はあくまでスタートラインですので、このリストの 5 番目、6 番目については全てをリストアップすると膨大になります。また各段階で法定の期限があり、業務を進めていく上でなかなかのプレッシャーとなっています。今夏、知財業務に関しての関係各部署の役割分担の洗い直しが行われており、この業務報告集がオープンになる頃にはちょうどその洗い直し後の分担でスタートし始めているのではないかと思います。

おわりに

平成 27 年度の業務について、知財業務との兼務を採りあげました。情報社会基盤研究センターでの業務（各ユーザ向けの端末の維持管理運用業務など）とあわせて引き続き取り組んでまいります。